十九　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による道路橋りよう費の増加があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

二十　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と読み替えるものとする。

二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。

第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十一号一、第十三号、第十九号、第二十八号、第三十二号、第四十二号、第四十七号、第五十二号、第五十五号、第六十八号及び第七十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市（地方自治

十九　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による道路橋りよう費の増加があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

二十　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と読み替えるものとする。

二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。

第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十一号一、第十三号、第十九号、第二十八号、第三十二号、第四十三号、第四十八号、第五十三号、第五十六号、第六十九号、第七十五号及び第七十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都